

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第1回）検討結果

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| (1) 条例制定手続き                       |   |
| <p>生駒市としての考え方<br/>(例示及び基本構想案)</p> | <p>【例示】<br/>市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、市民の参加を図り、又は市民に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合<br/>(2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合<br/>(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合<br/>提案者は、前項に規定する市民の参加等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。</p> <p>【基本構想原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参加や意見を求めることを規定する。</li> <li>●条例案提出に際し、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参加の状況を明示することを規定する。</li> </ul> <p>【基本構想案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参加や意見を求めることを規定する。</li> <li>●条例案提出に際し、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参加の状況を明示することを規定する。</li> </ul> |
| (2) 総合計画策定                        |   |
| <p>生駒市としての考え方<br/>(例示及び基本構想案)</p> | <p>【例示】<br/>市は、市民参画のもと、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）を策定し、計画的な市政運営に努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な市政運営の指針である総合計画策定に当たっては、市民参画によること及び総合計画に基づく市政運営についての市の責務を規定する。</li> </ul> <p>【基本構想案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な市政運営の指針である総合計画策定に当たっては、市民参画によること及び総合計画に基づく市政運営についての市の責務を規定する。</li> </ul>  |
| (3) 説明責任                          |   |
| <p>生駒市としての考え方<br/>(例示及び基本構想案)</p> | <p>【例示】<br/>市は、市民に対し、市の計画、事業及び結果に関して、説明責任を果たすよう努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、まちづくりにおいて政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定する。</li> </ul> <p>【基本構想案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、まちづくりにおいて政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定する。</li> </ul>   |

|   |  |
|---|--|
| (4)長の責務   |  |
| <p>生駒市としての考え方<br/>(例示及び基本構想案)</p>                           | <p>【例示】<br/>市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。<br/>市長は、市政運営を通じて自治の実現、まちづくりの推進に努めなければならない。<br/>市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】<br/>●市長は、<u>市民から直接選挙で選ばれた代表機関であり</u>、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。</p> <p>【基本構想案】<br/>●市長は、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。</p>              |
| (5)執行機関・職員の責務   |  |
| <p>生駒市としての考え方<br/>(例示及び基本構想案)</p> <p>下線部分は第3回調査部会での検討結果</p> | <p>【例示】<br/>市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。<br/>市の職員は、<u>市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならない。</u><br/>市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】<br/>●市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないこと及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】<br/>●市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと、<u>基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないこと</u>及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。</p> |